

わたって、参加者の範囲を拡大してはならない。

(4) 同種目および同範囲の競技会は、関係団体または機関が共同主催することが望ましい。

(5) 数校間の狭い範囲における対校競技の場合においては、(1)のアの規定にかかわらず関係学校が主催することができる。

6 その他

(1) 対外競技は、長期の休業日または学業に支障のない日に行うようにしなければならない。

(2) 対外競技に参加する選手の決定にあたっては、特定の者に固定することなく、本人の意志、健康、学業、品性等をじゅうぶん考慮しなければならない。

(3) 対外競技に参加する者は、あらかじめ、健康診断を受けなければならない。

(4) 対外競技の実施方法は、生徒の心身の発達および性別に応じたものでなければならない。なお女子が対外競技に参加する場合は女子教員が付き添うことが望ましい。

(5) 応援については、生徒としてふさわしい態度をとるよう適正な指導をしなければならない。

(6) 学校を代表しないで競技会に参加する場合についてもこの基準の趣旨によって指導するものとする。

附 三二教保第六五号「中学校、高等

学校における運動部の指導について」とあわせて指導にあたること。

第五節 学校給食関係事業をどう進めたか

学校給食法に基く完全給食は、児童生徒の発育成長のうえからも、また教育活動の場として、食物に対する正しい知識の啓発、よい食習慣の形成などの点からも重視され、かつ実施されなければならないが、現実の問題として、限られた施設設備、人的要素、あるいは給食費といったような大きな障壁のため、その普及または運営の面に非常なむづかしさがある。

しかしながら、教育の平等性からみて、一校でも多く、また一人でも多くの児童生徒達に、この給食が実施されるよう、また実施するからにはその給食内容は、毎日児童生徒達から期待されるようなものでなければならないが、これからの問題は逐次関係当事者のたゆまざる研究努力と工夫改善により、解決されていくものと信ずる。

そこで、この一年間の学校給食関係の反省資料として、普及あるいは運営管理上の主な事業を列挙し、参考に供したい。

一 県学校給食振興大会の開催

この種の大会は、従来学校給食関係の単独事業としては行われず、県学校保健大会のなかに包含されて実施されてきた

が、学校給食の特異性と多数関係者の与論により、今回から別個に開催されることになった。本年度第一回目の振興大会としては、地元会場校および給食実施学校関係者の協力により予期以上の成果を収めて終了した。

その開催内容は、次のとおりである。

- 主催 日本学校給食会
- 財団法人福島県学校給食会
- 福島県教育委員会事務局
- 福島市教育委員会

期日 八月十三日
会場 福島市立福島第一小学校
特別講演

「栄養学上よりみた学校給食の意義」
お茶の水大学教授
農学博士 稲垣長典
研究発表者

- 会津若松市教育委員会事務局 栄養士 渡部 晴子
- 郡山市立橋小学校教諭 橋本ヨシイ
- 勿来市立川部中学校長 門馬 政雄
- 安達郡安達村立澁川小学校 教諭 遠藤 要

○原町市立原町第二小学校長 渡辺 武
分科会研究テーマ
○第一分科会 学校給食の普及充実に

はかるためには、どのようにすべきか。
○第二分科会 学校給食の運営管理を適正にするためには、いかにすべきか。

○第三分科会 学校給食学習指導の効果を高めるには、どのようにすべきか。

全体協議会議題
1 各県教委事務局出張所に栄養士を配置する措置建議の件

(県学校給食会相馬支部提出)
2 学校給食の設備充実のための補助を要望する件(会津若松市学校給食研究会提出)

3 準要保護児童生徒の給食費補助増額を要望する件(勿来市立川部中学校提出)

二 学校給食事務指導講習会の開催

学校給食関係の事務は、一般的な事務のほか、政府配給あっせん物資にとり事務等、非常にその量も多く、また複雑であり、その円滑な処理が必要であるため、この講習会を開催した。この結果その後の事務処理は、正確迅速化され、運営上非常に役立ったものと考えられる。開催内容は、次のとおりである。

主催 福島県教育委員会事務局
財団法人福島県学校給食会
開催地市町村教育委員会
期日・会場
七月五日 原町市立原町第二小学校